

平成21年11月30日

資 料

(納税環境整備[地方税])

税務手続について

【租税罰則の見直し】

- 地方税における罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準に引き上げられたが、一部の税目を除き、それ以降見直されていない。

※軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引上げ等の見直しが行われている。

- 論点については、国税と同様。

【更正の請求期間の見直し】

- 現行の更正の請求期間は1年間とされている。

- 論点については、国税と同様。

【添付資料の簡素化等】

- 住基ネット情報について、地方団体は現在でも当該団体の区域内に係るものは、地方税事務に利活用することが可能。

※都道府県は条例に規定することが必要。

[使用例]

- ・ 特例適用審査 自己の居住の用に供することを証する書類が不要（不動産取得税）
- ・ 納税義務者、還付通知書返戻分の住所確認

- 地方団体の区域を越えて住基ネット情報を利活用する場合には、法律に規定することが必要。

【還付加算金制度について】

- 法人住民税等に係る還付加算金の起算日についての規定の整備を検討。

補足資料

民主党政策集INDEX2009（抄）

〔税制〕

納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入します。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直しが必要です。

徴税の適正化

毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行います。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（抄）

4. 執行体制の改革指針

(2) 納税者の権利等

① 「納税者権利憲章」の制定と更正期間制限の見直し

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していく。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要がある。

5. 平成21年度改正について

(5) 徴税の適正化

○毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状に鑑み、徴税の適正化を図る。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行う。